

理事長の職務及び勤務条件について

理事長の職務（国立大学法人法における主要部分抜粋）

（役員職務及び権限）

- 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を掌理する。（法第 11 条第 2 項）
- 理事長は、次の事項について決定しようとするときは、理事長及び理事で構成する役員会の議を経なければならない。（法第 11 条第 3 項）
 - ① 中期目標についての意見に関する事項
 - ② 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
 - ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - ④ 当該国立大学、学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項 等

（経営協議会）

- 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。（法第 20 条第 1 項）
- 経営協議会に議長を置き、理事長をもって充てる。（法第 20 条第 6 項）
- 議長は、経営協議会を主宰する。（法第 20 条第 7 項）

（教育研究評議会）

- 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。（法第 21 条第 1 項）
- 教育研究評議会に議長を置き、学長（大学総括理事）をもって充てる。（法第 21 条第 5 項）
 - ※ 理事長は各大学の教育研究評議会に評議員として参加します。また、新法人は、法人全体の教育研究の方向性や三大学連携の教育研究事業等を審議する「教育研究連携評議会」を独自に設置することとしており、理事長は当該連携評議会の議長となります。

理事長の勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：国立大学法人北海道国立大学機構本部 ※施設建設中
(北海道帯広市稲田町西 2 線 11 帯広畜産大学キャンパス内)
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：国家公務員給与に準拠し、指定職俸給表 6 号俸相当
(年収 1,700 万円程度（期末特別手当含む）、その他通勤手当、寒冷地手当等の支給)
- (5) 退職手当：在職期間に応じて支給
- (6) 福利厚生：文部科学省共済組合による各種給付等
- (7) 災害補償：国内外における急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合の補償金支給
- (8) その他：通勤手段、住居の確保等の条件について別途応相談